

令和6年（2024年）第3回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）
日程 2	報告第64号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）
日程 3	報告第65号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）
日程 4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて
日程 5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について
日程 6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について
日程 7	報告第71号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について（答申）
日程 8	報告第72号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について
日程 9	報告第73号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について

日程 10	報告第74号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 不登校支援ガイドの改訂について
日程 11	報告第77号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 次年度のPBLの取組について
日程 12	報告第78号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和4・5年度 授業の達人養成講座 授業マイスターの認定について
日程 13	議案第29号	教育長の辞職に同意することについて
日程 14	報告第66号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年4月25日報告分①)
日程 15	報告第67号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年4月25日報告分②)
日程 16	報告第68号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年6月30日報告分)
日程 17	報告第69号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年7月28日報告分)
日程 18	報告第70号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和6年1月26日報告分)
日程 19	報告第75号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①
日程 20	報告第76号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②

日程  
21

教育長報告

- 開催日時 令和6年(2024年)3月26日 午前10時00分から
- 開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第60号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号 教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）

## 臨時代理第24号

### 教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月22日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

教育委員会表彰対象者（令和6年2月28日）

No.	所属	氏名	表彰事由	
1	桜丘中学校3年	中島 夢々実	第3条第3号	ジュニアオリンピックカップ第37回全国都道府県対抗中学バレーボール大会 優勝
2	中宮中学校3年	吉田 和奏	第3条第3号	太陽生命カップ2023第14回全国中学生ラグビーフットボール大会 都道府県代表女子の部 優勝
3	中宮中学校3年	延與 智裕	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝
4	中宮中学校3年	善住 竜輝	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝
5	中宮中学校3年	赤穂 晃太郎	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝
6	中宮中学校3年	阪井 誠士朗	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝
7	中宮中学校3年	堀 颯来	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝
8	中宮中学校3年	鼻 開晴	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子Aブロック優勝

報告第64号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋



1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）

## 臨時代理第28号

### 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月12日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

教育委員会表彰対象校（令和6年3月15日）

No.	学校名	表彰事由	
1	関西創価小学校	第4条第2号	第67回全国書きぞめ作品展覧会 団体部門全国優勝

報告第65号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）

## 臨時代理第29号

### 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月19日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

教育委員会表彰対象者（令和6年3月26日）

No.	所属	氏名	表彰事由	
1	放課後子ども課	中元 信子	第2条第1号	人命救助

報告第61号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋



1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第25号 教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて

## 臨時代理第25号

教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月1日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

教 総 政 第 1636 号  
令 和 6 年 3 月 4 日

枚方市長  
伏見 隆 様

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋



地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく  
事務局の組織の新設についての協議について

標題の件について、下記のとおり協議を申し入れます。

記

1. 新設する組織

- (1) 総合教育部に新しい学校推進課を設置する。
- (2) 学校教育部に児童生徒課及び支援教育課を設置する。

2. 施行時期

令和6年4月1日


3. 参考資料

「令和6年度 教育委員会機構改革（案）」のとおり

以上

令和6年度 教育委員会機構改革(案)

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		<p>室組織を課組織に改編</p>
		<p>室組織を廃止 児童生徒支援課の所管業務を再編し、新たに2課を設置。 児童生徒課…教育相談、いじめ対策、不登校対策 支援教育課…支援教育、安全指導</p> <p>室組織を廃止</p>
<p>2部      3室      9課</p>	<p>2部      11課</p>	

 二重で囲んだ四角は、臨時組織を指しています。



総 人 第 416 号  
令和6年(2024年)3月19日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋 様

枚方市長 伏 見



地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく  
事務局の組織の新設に関する協議について

令和6年(2024年)3月4日付け教総政第1636号をもって協議のあった件について、下記のとおり同意します。

記

1. 新設する組織

- (1) 総合教育部に新しい学校推進課を設置する。
- (2) 学校教育部に児童生徒課及び支援教育課を設置する。

2. 施行時期

令和6年4月1日

以上

報告第62号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第26号 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）  
の意思決定について

## 臨時代理第26号

議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月4日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり



- (1) 取得物件 枚方市立小学校使用教科書及び指導書  
合計 教科書 8,560冊  
デジタル教科書 100ライセンス  
指導書 6,015冊
- 内訳
- (その1) 教科書5,275冊 指導書3,756冊  
(その2) 教科書2,113冊 指導書1,529冊  
デジタル教科書100ライセンス  
(その3) 教科書1,172冊 指導書 730冊
- (2) 契約先
- (その1) 枚方市岡本町6番1-103号  
株式会社 野村呼文堂  
代表取締役 野村 宜孝
- (その2) 枚方市星丘2丁目3番25号  
アイアイ書店  
周防 太嘉子
- (その3) 交野市倉治6丁目10番18号  
岡澤商店  
加地 順子

- (3) 取得金額 金 108,780,018円  
内訳 (その1) 金64,693,427円  
(その2) 金32,296,385円  
(その3) 金11,790,206円
- (4) 用 途 枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用
- (5) 目 的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。
- (6) 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

## 枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入 (その1)

## 施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
蹉跎小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
香里小学校	教科書	240冊
	指導書等一式	160冊
開成小学校	教科書	165冊
	指導書等一式	129冊
五常小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
春日小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
明倫小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
殿一小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
樟葉小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
山之上小学校	教科書	216冊
	指導書等一式	150冊
交北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
香陽小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
招提小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
小倉小学校	教科書	159冊
	指導書等一式	129冊
樟葉南小学校	教科書	160冊
	指導書等一式	128冊
磯島小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎西小学校	教科書	172冊
	指導書等一式	132冊
樟葉西小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊

施設名	取得物件	数量
西牧野小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎東小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
樟葉北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
船橋小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田東小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
平野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
東香里小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
伊加賀小学校	教科書	184冊
	指導書等一式	137冊
禁野小学校	教科書	209冊
	指導書等一式	203冊
第一中学校	教科書	48冊
第二中学校	教科書	48冊
第三中学校	教科書	48冊
第四中学校	教科書	48冊
枚方中学校	教科書	48冊
招提中学校	教科書	48冊
楠葉中学校	教科書	48冊
楠葉西中学校	教科書	48冊
山田中学校	教科書	48冊
渚西中学校	教科書	48冊
蹉跎中学校	教科書	48冊
招提北中学校	教科書	48冊
教育委員会事務局	教科書	96冊
	指導書等一式	62冊
総計	教科書	5,275冊
	指導書等一式	3,756冊

枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入（その2）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
枚方小学校	教科書	228冊
	指導書等一式	155冊
枚二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
桜丘小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
殿二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
牧野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
中宮小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
田口山小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
川越小学校	教科書	96冊
	指導書等一式	103冊
桜丘北小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	197冊
藤阪小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
西長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
中宮中学校	教科書	48冊
東香里中学校	教科書	48冊
桜丘中学校	教科書	48冊
長尾西中学校	教科書	48冊
枚方市立44小学校	デジタル教科書	88ライセンス
教育委員会事務局	デジタル教科書	12ライセンス
総計	教科書	2,113冊
	指導書等一式	1,529冊
	デジタル教科書	100ライセンス

枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入（その3）

施設別取得物件一覧

施設名	取得物件	数量
津田小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
菅原小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
氷室小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
津田南小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
菅原東小学校	教科書	287冊
	指導書等一式	178冊
津田中学校	教科書	48冊
長尾中学校	教科書	48冊
杉中学校	教科書	48冊
総計	教科書	1,172冊
	指導書等一式	730冊

報告第63号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置  
規則の制定について

## 臨時代理第27号

令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月11日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり



枚方市教育委員会規則第1号

令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）別表の規定にかかわらず、令和6年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の3歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。

枚方市立香里幼稚園	32人
-----------	-----

附 則 [令和6年3月11日公布]

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 報告第71号

### 委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

## 1. 報告事項

総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について(答申)

## 2. 内容

(1) 令和5年(2023年)10月30日開催の教育委員会で可決された、総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定の諮問について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会から令和6年(2024年)1月29日付けで、答申を受けた。

(2) 答申書

次ページのとおり



令和6年1月 29 日

枚方市教育委員会

総合型放課後事業委託事業者選定審査会  
会 長 本 多 重 夫

### 総合型放課後事業委託契約予定事業者選定の答申について

本審査会に対して諮問のあった総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

なお、枚方市教育委員会においては、答申を十分に尊重し手続を取られるよう要請する。

### 記

委託契約予定事業者となる団体

所在地 大阪府大阪市都島区東野田町 1 丁目 5-26

団体名 生活協同組合おおさかパルコープ

## 総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供業務）の選定結果について

総合型放課後事業の委託契約予定事業者（おやつ提供業務）の選定について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記のとおり、おやつ提供業務委託契約予定事業者を選定しました。

なお、契約期間は令和6年4月1日から4年間。委託契約予定事業者は、直営の留守家庭児童会室利用児童へのおやつ提供業務を実施するものです。

### 1. 総合型放課後事業委託事業者選定審査会（委員名は五十音順）

会長	本多 重夫	弁護士
副会長	大森 布実子	税理士
委員	後閑 容子	
委員	坂口 孝司	
委員	富岡 量秀	

### 2. 委託契約予定事業者となる団体

所在地	大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5-26
団体名	生活協同組合おおさかパルコープ

### 3. 契約期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日（4年間）

### 4. 応募状況

#### 【1社】

所在地	大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5-26
団体名	生活協同組合おおさかパルコープ

### 5. 選定の経過

令和5年11月22日	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問 第1回審査会開催 募集要項、仕様書の確認、選定基準について審議
令和6年1月29日	第2回審査会開催 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 総合型放課後事業委託事業者選定審査会からの答申

### 6. 選定の概要について

総合型放課後事業のおやつ提供業務委託契約予定事業者を選定するため「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に諮問しました。

募集要項等について、同選定審査会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和5年11月28日から公募を開始し、12月7日から12月20日までの間、申請受付を行いました。申請団体は1団体でした。

### 【選定審査会での審査の概要】

同選定審査会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項や仕様書に掲げた条件を満たしているか、事業計画書に記載されている各提案内容について、プレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、評価基準にもとづいた内容の審査を行いました。

その結果、「生活協同組合おおさかパルコープ」を委託契約予定事業者として選定する旨の答申が提出されました。

#### （評価方法）

評価については、事業者から提出のあった業務提案書の内容を点数化し、提案評価点（満点450点）と価格評価点（満点50点）の合計点（満点500点）により評価を行いました。

## 7. 総合型放課後事業委託契約予定事業者の決定について

選定審査会の答申に基づき、令和6年1月31日に2に掲げる団体を委託契約予定事業者に決定しました。今後、必要な手続きを行い、令和6年3月末を目途に委託契約を締結する予定です。

## 8. 参考（委託料の額）

1億8千万円（年間4千5百万円）

1ヶ月 1人あたり1,500円を上限とする（契約単価）

## 採点集計表

応募事業者名称	生活協同組合おおさかパルコープ
---------	-----------------

評価の項目	評価の視点	配点 ウェイト	合計点
1. 業務実績	1 同種業務の実績は十分あるか。	2	44
2. 献立の構成力等	2 1人1か月1,500円（税込）の範囲内で、小学生のおやつとしてふさわしい、栄養面や活力面に配慮した献立が作成できているか。	2	38
	3 季節感が感じられるおやつ、誕生会等、イベント用のおやつが提供できるか。 （例：誕生会のケーキや節分の日の豆など）	1	20
	4 おやつを提供にあたり、児童や職員等の意見や要望を適宜反映するなどニーズに即した柔軟な対応が可能か。	1	17
	5 使用アレルギー（28品目）の有無、商品説明がわかりやすく示されているか。	1	19
	6 誕生日ケーキの配送や、ケーキが食べられない場合の配慮等が提案されているか。	1	18
3. 管理運営体制	7 商品管理、原材料や消費・賞味期限等の管理は十分に行われているか。	1	19
	8 量や質（栄養面や活力面）を考慮した児童に相応しい品目を確保し、安定した納品が可能か。	1	20
	9 納品されたおやつが管理しやすいよう、提供方法や保管方法について、工夫されているか。	1	14
	10 おやつ配送ルートについて、適切に配送できる提案となっているか。	1	17
	11 緊急時の連絡方法や対応について、提案がされているか。	1	21
	12 苦情処理等の対応について、提案がされているか。	1	21
4. 業務従事者の配置等	13 統括責任者のほか事業従事者の配置計画が示されているか。	1	17
	14 事業従事者への研修について示されているか。	1	14
5. その他提案	15 仕様書に記載はないが、本事業をより良くするための魅力ある提案が含まれているか。	2	32
提案評価点	※委員名は、役職順かつ50音順 ※各委員が記入した評価点1～5点に、配点ウェイトをかけた数字の合計が最大450点		331
価格評価点	※提案額の最も低い額を提案した団体の得点を100点（満点）とし、その他の団体には最低価格を基準としてそこからどの程度高くなっているかにより減点し、順位付け（得点化）を行い、得点額の5割を配分		50
合計点			381

### 評価コメント

おやつについては、必要な数量のおやつを配布するだけでなく、質にも留意して、健康面、栄養面が満たされた上で、さらに児童1人1人に喜んでもらえるおやつを提供を目指していただきたい。  
また、改善に取り組むにあたっては、児童の意見を的確かつ逐次収集し、その意見を迅速に反映すること。

## 報告第72号

### 委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋



1. 報告事項

「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

2. 内容

別紙1 「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」の  
とおり

## 報告第73号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について

2. 内容

次ページのとおり

(目的)

第1条 枚方市教育支援センター事業(以下「センター事業」という。)は、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因若しくは背景により、登校せず、又は登校しなくなるおそれがある小学校の児童及び中学校の生徒(以下「不登校児童・生徒」という。)並びにその保護者に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 センター事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童・生徒及びその保護者に対する教育相談に関する事業
- (2) 不登校児童・生徒に対する学習援助に関する事業
- (3) 不登校児童・生徒が行う集団活動に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業を情報通信技術を活用して行う事業

(事業の実施場所)

第3条 センター事業は、教育文化センターにおいて行う。

(対象者)

第4条 センター事業の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する不登校児童・生徒及びその保護者とする。

- 2 対象者以外の小学校の児童又は中学校の生徒で、センター事業を利用する必要があると認められる特別の事情がある者。

(事業の日時)

第5条 センター事業は、次に掲げる日には行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年枚方市教育委員会規則第1号)第2条第2号イからハマまでに規定する日(前2号に掲げる日を除く。)
- 2 センター事業は、午前10時から午後3時までの間に行うものとする。

(利用の申出)

第6条 対象者である保護者は、センター事業を利用しようとするときは、児童生徒課長にその旨を申し出るものとする。

- 2 前項の申出があったときは、児童生徒課長は、当該不登校児童・生徒の在籍校と協議の上、センター事業の利用の可否を決定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成26年枚方市教育委員会要綱第5号）は、廃止する。

枚方市適応指導教室設置要綱及び枚方市教育支援センター事業実施要綱の新旧対照表

新	旧
<p>枚方市<u>教育支援センター事業実施要綱</u></p>	<p>枚方市適応指導教室設置要綱</p>
<p><u>(目的)</u>            第1条 <u>枚方市教育支援センター事業</u>（以下「<u>センター事業</u>」という。）は、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因若しくは背景により、<u>登校せず、又は登校しなくなるおそれがある小学校の児童及び中学校の生徒</u>（以下「<u>不登校児童・生徒</u>」という。）並びにその保護者に対し、<u>集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とする。</u></p>	<p>(設置)            第1条 心因的な理由等により家庭以外に自己の居場所を見出せないため不登校の状態にある児童及び生徒（以下「<u>不登校児等</u>」という。）に家庭と学校との中間的な場を提供し、もって当該不登校児童等の自立への援助及び指導を行うため、枚方市立教育文化センター（以下「<u>センター</u>」という。）に枚方市適応指導教室（以下「<u>教室</u>」という。）を置く。</p>
<p><u>(事業の内容)</u>            第2条 <u>センター事業として、次に掲げる事業を行う。</u>            (1) <u>不登校児童・生徒及びその保護者に対する教育相談に関する事業</u>            (2) <u>不登校児童・生徒に対する学習援助に関する事業</u>            (3) <u>不登校児童・生徒が行う集団活動に関する事業</u>            (4) <u>前3号に掲げる事業を情報通信技術を活用して行う事業</u></p>	<p>(事業)            第2条 教室は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。            (1) 不登校児等に対する教育相談に関すること。            (2) 不登校児等に対する学習援助に関すること。            (3) 不登校児等が行う集団活動に関すること。            (4) 前3号に掲げるもののほか、不登校児等に対する自立への援助及び指導に関すること。</p>
<p><u>(事業の実施場所)</u>            第3条 <u>センター事業は、教育文化センターにおいて行う。</u></p>	<p>(利用対象者)            第3条 教室を利用することができる者（以下「<u>利用対象者</u>」という。）は、本市に住所を有し、かつ、教室の利用を希望する不登校児等のうち、次に掲げる要件を備えた者とする。            (1) 不登校児等の保護者が教室の利用を希望していること。            (2) 不登校児等が在籍する小学校又は中学校の校長から教室の利用についての申出があること。</p>

<p><u>(対象者)</u></p> <p>第4条 <u>センター事業の対象者</u>（以下「<u>対象者</u>」 という。）は、本市に住所を有する<u>不登校児童・ 生徒及びその保護者とする。</u></p> <p>2 <u>対象者以外の小学校の児童又は中学校の生徒 で、センター事業を利用する必要があると認めら れる特別の事情がある者は対象者とする。</u></p>	<p>(開室時間)</p> <p>第4条 教室の開室時間は、午前10時から午後3 時までとする。</p>
<p><u>(事業の日時)</u></p> <p>第5条 <u>センター事業は、次に掲げる日には行 わない。</u></p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日 (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関す る規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1 号）第2条第2号イからハマまでに規定する日 （前2号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 <u>センター事業は、午前10時から午後3時まで の間に行うものとする。</u></p>	<p>(休室日)</p> <p>第5条 教室の休室日は、次に掲げるとおりとす る。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律 第178号）に規定する休日 (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関 する規則（昭和33年枚方市教育委員会規 則第1号）第2条第2号イからハマまでに規 定する日</p>
<p>(利用の申出)</p> <p>第6条 <u>対象者である保護者は、センター事業 を利用しようとするときは、児童生徒 課長にその旨を申し出るものとする。</u></p> <p>2 前項の申出があったときは、<u>児童生徒課長は、 当該不登校児童・生徒の在籍校と協議の上、 センター事業の利用の可否を決定する。</u></p>	<p>(利用の申出)</p> <p>第6条 利用対象者の保護者は、教室を利用しよ うとするときは、教育委員会にその旨 を申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申出があったときは、教育委員会にお いて、その適否を検討し、教室の利用を決定 する。</p>
<p>削除</p>	<p>(職員の配置)</p> <p>第7条 利用対象者に対する自立への援助及び指 導を適正に行うため、教室に必要な職員 を置く。</p>
<p><u>第7条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事 項は、<u>教育長が定める。</u></p>	<p>第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事 項は、別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成<u>26</u>年枚方</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行す る。</p> <p>2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成20年枚方</p>

市教育委員会要綱第5号) は、廃止する。

市教育委員会要綱第 10 号) は、廃止する。



## 報告第74号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項  
不登校支援ガイドの改訂について
  
2. 内容  
次ページのとおり



枚方市

# 子どもの居場所サポートガイド

## ～不登校支援ガイド～

子どもたちの悩みはさまざまです。

そんな、子どもたちや保護者の皆さんをサポートしていきます。



枚方市教育委員会  
児童生徒課

☎ 050-7105-8048

☎ 072-851-9335

## 1. 「不登校」とは、どのような状態をいうのですか？

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされています。

【参考】文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月

## 2. 枚方市の不登校児童・生徒数の現状は？

表1. 枚方市の不登校児童・生徒数の推移

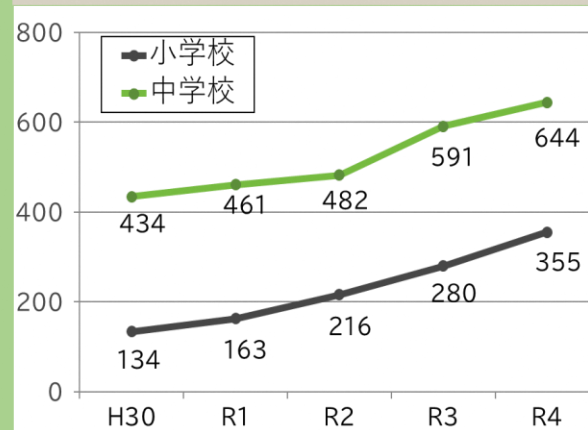


表2. R4年度 不登校者数【学年別】

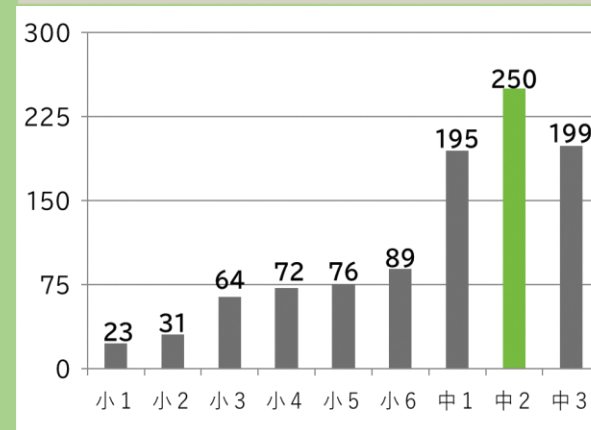


表1からもわかるように、枚方市の不登校児童・生徒は、増加傾向にあります。また、表2令和4年度の不登校者数【学年別】では、中学校2年生が最も多くなっています。

## 3. 不登校になった時、どのようにとらえたらいいのですか？

◆不登校は、周りの環境によっては、どの子どもにも起こり得ます。

→決して「わが子だけ」  
と思わないように  
しましょう。

◆不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方は個々の状況によってさまざまです。

→もしかすると、子ども  
自身にも理由がわか  
らないこともあるかも  
しれません。

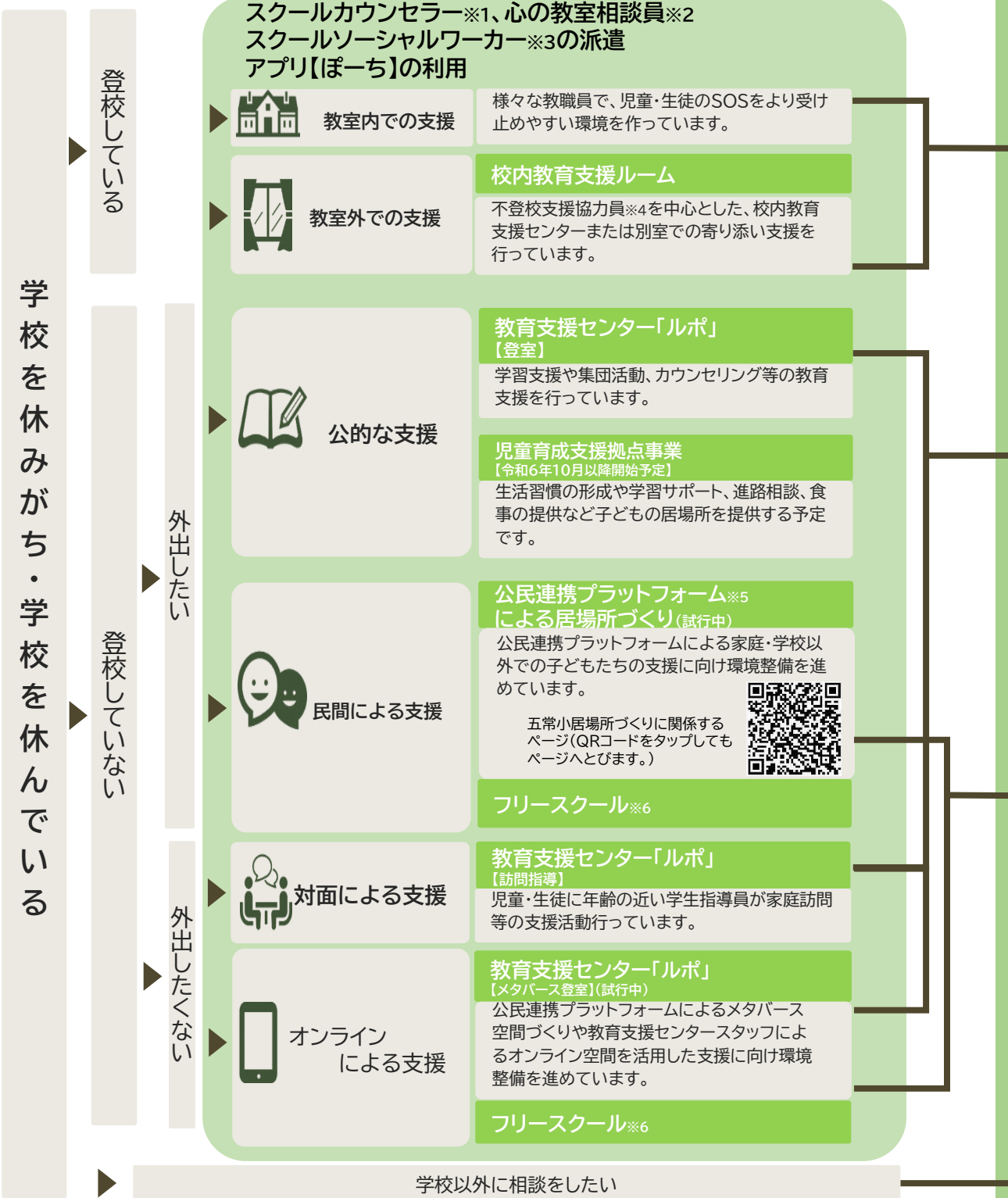
◆「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、子どもが自らの生き方を主体的にとらえて、社会的に自立することを考えます。

→子どもの思い  
や願いを大切に  
しましょう。

枚方市では、不登校児童・生徒に対して、どのような支援をしているのかしら？




# 枚方市は、様々な形で、子どもの居場所づくりを進めています



### ①各学校によるサポート(各学校へご連絡ください)

- ・様々な立場の教職員で情報を共有し、定期的な電話連絡や家庭訪問による面談
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等の専門家による教育相談
- ・デジタル教材や学習プリント等による個別支援学習
- ・ICT機器を活用したオンライン授業
- ・校内教育支援ルームまたは別室への登校
- ・不登校支援協力員による支援



### ②教育支援センター「ルポ」でのサポート(教育文化センター2階)

- ・家庭及び学校と連携した学習活動や個人活動、グループ活動の実施
- ・プログラミングやオンラインゲームを使った学習活動
- ・eスポーツの体験 ・メタバース空間での登室【試行中】
- ・本人及び保護者に対する定期的なカウンセリング
- ・オンラインでの、不登校児童・生徒・保護者支援

ルポのホームページ



QRコードをタップしても、ページへとびます。


ルポのホームページ




「開室日時」 月～金 10:00～15:00  
「問い合わせ」 ☎050-7102-3154  
✉ [jidousien@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jidousien@city.hirakata.osaka.jp)

### ③フリースクール等でのサポート

学習活動や教育相談等を行い、個別支援を実施している民間施設。  
(令和5年度1月末時点で枚方市教育委員会が把握している、不登校支援に関するホームページ、不登校等の児童・生徒を受け入れている民間支援団体です。)



QRコードをタップしても、ページへとびます。



各フリースクール等の問い合わせ先や詳細はHPに掲載しています。随時、新しい情報を更新します。

### ④相談窓口によるサポート

児童・生徒及び保護者が抱えている様々な課題に応じた相談を実施しています。

**教育相談**  
(教育文化センター2階)

専門的な知識を有する相談員が、子どもの発達や性格行動面について面談や心理検査などを通してアドバイスをします。  
事前に予約が必要です。原則、**学校を通じてお申し込みください。**

**子どもの笑顔を守るコール**

いじめ、友達関係、不登校に関することなど、学校生活全般について電話による教育相談を行っています。

『教育安心ホットライン』  
**072-809-2975**

**まるっとこどもセンター**

子どもとの接し方・親子関係・友達関係・発達・行動上の問題など、様々な相談に専門の相談員が応じます。

**050-7102-3221**  
(9月以降 番号が変わる予定です)

※1 心理に関する専門的な知識を有する全小中学校に配置  
 ※2 教育に関する専門的な知識・経験を有する(臨床心理士、教員資格等)、全小学校に配置  
 ※3 福祉に関する専門的な知識を有する(社会福祉士等)、全小中学校を巡回  
 ※4 自教室に入ることによる不安を抱える子どもたちに対して、学習支援や相談活動等を行います。全中学校、一部の小学校に配置  
 ※5 事業者が持つアイデアや技術を活かした公民連携事業のことをいいます。  
 ※6 現在、フリースクールを居場所とする子どもへの費用支援の実現をめざしています。



## 報告第77号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項  
次年度のPBLの取組について

2. 内容  
次ページのとおり



令和6年 4月始動！

PBLにチャレンジする学校をサポート！

# PBL チャレンジネットワーク

PBLにチャレンジする学校がつながり、発信する「PBLチャレンジネットワーク」！  
多数の学校のチャレンジを応援します！

アドバイザーがサポート

つながる・広がる

12月開催予定  
GIGAフェスにて



## 参加校を支援

- PBL有識者による支援
- 先進校視察
- 指導主事による伴走型支援

## 参加校がつながる

- 参加校同士の交流会
- Google Chatを活用した情報共有
- 参加校同士の授業参観

## 希望校に 成果発表の場の提供

- 成果発表会の実施

5月キックオフミーティング  
6月  
夏季休業中  
9月・10月・11月・  
1月・2月

・申し込みは【学校単位】または【学年単位】です。  
・担当者を1名指名してください。  
・年間2回のアンケートへの協力をお願いします。

担当  
教育指導課  
教育研修課





## PBLとは

これからの変化の激しい時代を生き抜くためには、課題解決能力や創造力を通じて、社会に価値を生み出す力が必要である。また、そうした力を発揮する原動力となる社会への貢献意欲や探究心も欠かせない。PBLは、こうした資質・能力を育てることを目的に、子供たちが主体的に、仲間と協力しながらプロジェクトや課題解決に取り組む形態であり、主体的・対話的で深い学びの授業改善を追求した方法の1つである。

### PBLのプロジェクト類型

教科（生活、各教科）・領域（総合、特活等）におけるPBL

地域・企業・市役所連携

子ども主体のルールメイキング

学級・学校の課題解決

### 生活・総合におけるPBL

#### 生活科

低学年におけるPBLは生活科そのものである。低学年においては、課題=思いや願いと捉え、思いや願いの実現に向けて活動していくことが大切である。



他者

自分



中学年以降の総合的な学習の時間においては、単元全体を探究的な学習のプロセスを基に構成し、自らの考えや課題を新たに更新することができるよう

①課題の設定 ②情報の収集  
③整理・分析 ④まとめ・表現

の探究の過程を「⑤検証・振り返り」まで含めて繰り返し、学びを段階的に発展させることが大切である。

### 「プチPBL」（各教科における探究学習）

単元内にプロジェクトや課題解決型学習の設定

- 実用的（実社会・実生活につながる）  
（例）算数で割合の勉強をしたあと、スーパーのチラシについている2割引券を使って、実際に物を購入する。
- 学問的（研究系）  
（例）「円周の長さは、円の直径の何倍の長さか」を色々な視点から研究する。

### 地域・企業・市役所連携

地域・企業・市役所から、ホンモノの課題を提供してもらい、その課題の解決策を追求する活動。

### 個人探究

子ども一人一人が特定のテーマを設定し、一定期間の中で自由なアプローチから探索する活動。

## 報告第78号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

令和4・5年度 授業の達人養成講座 授業マイスターの認定について

2. 内容

次ページのとおり

### 枚方市教育目標

**学びあい、  
つながりあい、  
一人ひとりの未来をひらく**  
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支援、  
可能性を最大限に伸ばす～

### STEP 4：授業の達人認証

他市  
公開

研修  
講師

指導  
助言

模範  
授業

指導教諭 ※授業の達人と連携して指導技術を伝播、継承



### STEP 2：市の授業マイスター認定

- ・教育研修課主催の教職員研修での示範授業・実践発表を行います。
- ・校内では積極的に研究授業や校内研修の講師を担ってください。

### STEP 3: 授業の達人へ向けての実践

【実践内容】

①示範授業 ②公開授業 ③実践発表

※①から③の実践1回を1単位と位置づけ9単位を取得し実践力をバランスよく身に付ける。

### STEP 1: 授業の達人養成講座受講

- ・おおむね教員経験5年以上で学校長の推薦があった者から、教育長が適当と承認した者。が受講対象。
- ・2年間の受講期間。
- ・授業実践力を身につけたミドルリーダーを養成。
- ・教育のスペシャリストを講師として招聘し、講師による講義・演習や、受講者による研究授業・実践報告等を行い、授業研究・教材研究及び指導法の研究。

授業の達人への道スタート！



※令和5年度の実績から本ロードマップを適用します

### 【授業の達人に求める資質能力】

#### 授業力

- 授業設計力
- 授業指導力
- 子ども理解力
- 集団指導力

#### 教員としての資質

- 教員に対する使命感・責任感
- 子どもに対する深い愛情
- 学び続ける向上心
- 一般常識と教養
- 挨拶、言葉遣い、身だしなみ、時間を守るなどの社会人マナー
- 子どもや保護者・地域、同僚等と良好な関係を築くコミュニケーション能力

#### 教職員の中核としての資質

- 組織の一員として協働する力
- 他の教職員の手本となるような姿勢、取り組み
- 経験年数の少ない教職員を育成する力

#### 教育実践を発信する資質

- 教育実践、枚方の教育を発信する力
- 教育への情熱を伝播する力

## 令和4・5年度 授業マイスター認定者一覧

	校番	学校名	氏名(中学校教科)
1	2	枚方第二小学校	宮川 紀子 教諭
2	7	春日小学校	吉田 千真 教諭
3	12	殿山第二小学校	最上 翔太 教諭
4	12	殿山第二小学校	寺嶋 稜右 教諭
5	13	樟葉小学校	田中 真純 教諭
6	13	樟葉小学校	小川 可南子 教諭
7	14	津田小学校	塩見 真結子 教諭
8	18	山之上小学校	松田 佑悟 教諭
9	21	香陽小学校	矢野 篤 指導教諭
10	26	樟葉南小学校	志村 ひとみ 指導教諭
11	27	磯島小学校	竹井 千晶 教諭
12	42	藤阪小学校	立野 亜希 教諭
13	45	東香里小学校	山本 奈津美 教諭
14	52	第二中学校	大前 知也 教諭(社会)
15	57	中宮中学校	岩崎 麻希 教諭(国語)
16	61	楠葉西中学校	溝尻 直希 首席(数学)
17	62	東香里中学校	松尾 祐輔 教諭(国語)
18	63	長尾中学校	藤井 隆文 教諭(国語)
19	65	山田中学校	下田 陽介 教諭(数学)
20	68	蹉跎中学校	中田 真輝絵 教諭(数学)

認定期間は、令和6年4月1日より令和9年3月31日まで

## 議案第29号

### 教育長の辞職に同意することについて

標題の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

1. 内容                      次ページのとおり



## 辞職の同意願

このたび、一身上の都合により、令和6年3月31日をもって、枚方市教育委員会教育長を辞職いたしたく、枚方市長に願い出ましたので、これに枚方市教育委員会が、ご同意くださるよう、お願い申し上げます。

令和6年2月29日

職 名 枚方市教育委員会 教育長

氏 名 尾川 正洋

枚方市教育委員会 あて